

最後まで読んでくれてありがとう！

「子どもの権利」や杉並区がつくろうとしている条例について、よく分かったかな？  
これを読んで考えたこと・感じたことをぜひ教えてね。



パブリックコメント（区民等の意見提出手続き）を実施しています！  
ぜひ皆さんの意見を聴かせてください。

# 「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」 の骨子案をつくりました

杉並区では「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、条例（区が決めるまちのきまり）をつくろうとしています。  
子どもや大人から意見を聴いて、条例に盛りこむ内容をまとめましたので、これを読んであなたが感じたことを教えてください。（意見を伝える方法は4ページに書いてあります。）

## 皆さんからの意見や感想をお待ちしています！

2・3ページの内容で「杉並区子どもの権利に関する条例」をつくる予定です。内容をもっと良いものにするため、皆さんからの意見を募集します。「ここはいいな」、「ここはいやだな」、「こんな風にしてほしいな」と思ったことなどをぜひ教えてください。皆さんからの意見は、条例をつくるときやこれからの取組を考えるときに参考にさせていただきます。

意見を出せる期間 令和6年9月29日（日）から 令和6年10月31日（木）まで

意見の出し方（出し方は4種類あります。どれか1つを選んで出してください。）

①専用の「意見提出用紙」に意見を書いて、施設の職員に渡す。

### 意見を出せる場所（用紙が置いてある場所）

- 子ども家庭部管理課子ども政策担当（杉並区役所東棟3階） ● 区政資料室（杉並区役所西棟2階）
- 区民事務所 ● 図書館 ● 区立保育園 ● 区立子供園 ● 児童館 ● 学童クラブ
- 児童青少年センター（ゆう杉並） ● 子ども・子育てプラザ

② 杉並区公式ホームページのパブリックコメント専用フォームから意見を送る。

パブリックコメント専用フォームはこちら



③ 児童青少年センター（ゆう杉並）で行われるオープンハウス型説明会で意見を書いて提出する。

### オープンハウス型説明会

日時：令和6年10月24日（木） 16時から21時まで

場所：児童青少年センター（ゆう杉並）荻窪1-56-3

\* 条例に盛り込む内容をパネル展示で説明します。（入退場自由）

\* 職員に質問したり、意見提出用紙に意見を書くことができます。

ゆう杉並についてはこちら



④ はがき、ファックス、Eメールに意見を書いて、下の「担当」宛に送る。

### 担当

子ども家庭部管理課子ども政策担当

住所：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

メールアドレス：K-SEISAKU-T@city.suginami.lg.jp

ファックス番号：03-5307-0686

「子どもの権利」ってなに？

「権利」とは、すべての人が自分らしく生きるために必要なものじゃ。  
1994年に日本が賛成した「子どもの権利条約」では、子どもも大人と同じようにひとりの人間として「権利」を持つと定められているぞ。また、大人になる途中の子どもには、周囲から守られたり、必要な気配りを受けたりする、「子どもならではの権利」も認められているのじゃ。

どうして杉並区で条例をつくることになったの？

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちにするために、たくさんの人に子どもの権利を知ってもらったり、区やまわりの大人たちの役割を決めたり、子どもが困ったときに助けてくれるしくみをつくる必要があるのじゃ。

そうなんだ！じゃあどんな条例をつくるのか、もっと教えてほしいな！

# 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」はこんな内容になります

## 子どもにとって大切な権利を示し、守るようにします

### 安心して生きる権利

- 命と健康、人格が大切にされます。
- 秘密やプライバシーが守られます。
- 愛情をもって育てられ、必要な居場所を用意されます。



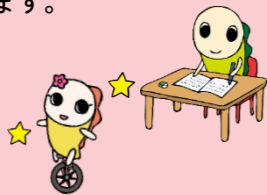
### 自分らしく生きる権利

- 一人一人が個人として大切にされます。
- 自分の興味や関心のあることに取り組む機会を大切にされます。



### 育つ権利

- すこやかな成長のため、様々な学びと遊びの機会を用意されます。
- 十分に休息することができます。



### 意見を聴かれる権利

- 自分の意見が大切にされます。
- 必要な情報を知り、自分の意見を言う機会と、様々な活動に参加する機会を用意されます。



### 守られる権利

- 暴力、虐待、いじめ、体罰などの心や体に悪い影響を与える行動から守られます。
- 暴力などを受けたとき、すぐに助けてもらえます。



### 個別の必要に応じて支援を受ける権利

- 自分や家族の国籍、性別などにより、差別されません。
- 置かれている状況に応じて、必要な支援を受けることができます。



⇒上の権利のほか、子どもの権利条約で定められた権利を守ります。

## 「子どもの権利条約」って何ですか？

1989年に世界中の国が協力して作成した、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約には、子どもが「守られる対象」であるだけでなく、「権利をもつ主体」であることが書かれています。大人と同じように、一人の人間として持つ権利を認めるとともに、周囲から守られたり、必要な気配りを受けたりする、「子どもならではの権利」も認められています。



## まわりの大人たちの役割を定めます

### 杉並区

子どもの意見を聴き、子どものための色々な取組を考えて、保護者などと協力して行います。

### 保護者

子どもの声を聴いて、子どもが安全・安心に暮らすことができるようにします。

### 子どもの施設

子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもからの相談に対応できるようにします。

### 事業者

その会社で働く人が仕事と子育てなどを両立できるようにします。

### 区民

子どもが様々な社会活動に参加できるようにします。

## 杉並区ではこんなことに取り組みます

### 子どもの意見をよく聴きます

- 子どもが必要な情報を知り、意見を言ったり、様々な社会活動に参加したりする機会を用意します。
- 子どもの意見を大切にし、その意見がどのように考えられたかを子どもに分かりやすいようにします。

### 子どもや保護者などからの相談にのります

- 子どもや保護者などが利用しやすい相談体制をつくります。
- 権利を侵害された子どもを助けるために必要な支援を行う「子どもの権利救済委員」※(下記)を置きます。

### 子どもの権利を広めます

- 子どもの権利や条例の内容を広く知ってもらうための活動をします。

### 子どもの居場所を大切にします

- 子どもの年齢や成長に合った居場所づくりを推進します。

### 必要な支援を行います

- 子どもや保護者、学校などの施設に必要な支援をします。

### 地域との協力、暴力などの防止のために必要な対応をします

- 地域で子どもに関する支援を行う団体と協力し合います。
- 暴力などを防止し、暴力を受けた人を助けます。



## みんなの話を聴いて一緒に考えます

## ※「子どもの権利救済委員」について

